

虐待防止のための指針

社会福祉法人 共愛会

1. 共愛会における虐待防止に関する基本的な考え方

社会福祉法人共愛会（以下「当法人」という）は、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、埼玉県虐待禁止条例及び関係法令の理念に基づき、当法人の提供するすべての福祉サービス利用者（以下「利用者等」という）に対し、一切の虐待的行為を行わず、利用者等の人格と人権を尊重するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

2. 虐待防止のための委員会その他法人内の組織に関する事項

当法人の提供するすべての福祉サービス等における利用者等の安全と人権保護の観点から適切な支援等の推進に資するため、社会福祉法人共愛会倫理委員会（以下「委員会」という）を設置しています。なお、委員会の運営に関する事項については倫理委員会規程において定めます。

また各事業所における虐待防止責任者は施設長又は管理者とし、各事業所の倫理委員は虐待防止の対策に務めるものとします。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止に係る研修、身体拘束等の適正化に係る研修をそれぞれ年2回以上行います。新規採用者については、就職時に必ず虐待防止に係る研修を受講します。

なお、研修の開催においては必要に応じて当法人の職員研究会をはじめ、関連する他の委員会と協議し、連携して行うこととします。

また、法人内の研修会のほか、社会福祉協議会等の主催により行われる虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上のため、常に研鑽を図ります。

4. 法人内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

職員が他の職員による利用者等への虐待を発見した場合は、速やかに虐待防止責任者に報告します。虐待者が虐待防止責任者本人であった場合は、他の上席者等に報告します。

虐待防止責任者は、要望受付窓口を通じての相談や上記職員等からの報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が虐待防止責任者の場合は、他の上席者等が虐待防止責任者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は時系列で概要を整理します。

事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り、必要な措置を講じます。

上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や、緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は書面として備えおき、利用者等又は利用者等のご家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。当施設では、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとします。

7. その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

当法人保育所、及び各事業所の相談支援部門においては、地域で福祉ニーズを抱える個人や家庭における虐待の早期発見、早期対応に務めます。